**平成２３年（再イ）第９３号**

新潟県東蒲原郡阿賀町五十沢1641番地、住民票上の住所新潟市江南区曙町４丁目10番35号

再生債務者　清野　俊弥

1　決議に付する再生計画案　平成24年３月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月２日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月２日まで

平成24年４月11日　新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（再イ）第１０１号**

広島市南区比治山町１番10―1103号　ダイアパレス比治山公園

再生債務者　清水　雅男

1　決議に付する再生計画案　平成24年４月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月８日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月８日まで

平成24年４月10日

広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（再イ）第２号**

山口県宇部市西宇部南４丁目６番16号

再生債務者　真鍋　安政

1　決議に付する再生計画案　平成24年４月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月９日まで

平成24年４月11日　山口地方裁判所宇部支部

**平成２３年（再イ）第５９号**

熊本市東区戸島西１丁目29番33―108号

再生債務者　田中　信一

1　決議に付する再生計画案　平成24年３月12日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月９日まで

平成24年４月11日

熊本地方裁判所民事第１部

## 小規模個人再生による再生計画取消

**平成１９年（再イ）第５１号**

函館市日吉町１丁目５番22―208号

再生債務者　松島　光男

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年７月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年４月11日　函館地方裁判所

**平成２１年（再イ）第８号**

沖縄県糸満市西崎町３丁目153番地

再生債務者　末吉　正美

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年９月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年４月９日

那覇地方裁判所民事第３部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２３年（再イ）第３６号**

新潟県長岡市緑町３丁目１番地４

再生債務者　木村　繁継

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成24年４月10日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２３年（再ロ）第４号**

静岡県浜松市浜北区内野台２丁目26番７号

再生債務者　小早川　清

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年５月１日まで

平成24年４月11日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

**平成２３年（再ロ）第２３号**

神戸市北区鈴蘭台北町４丁目１番１―303号

再生債務者　森田　宏治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年５月１日まで

平成24年４月10日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２４年（再ロ）第１号**

埼玉県所沢市大字山口203番地の３　パレーシャル山口Ｂ―203

再生債務者　葉山　謙二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年５月10日まで

平成24年４月９日

さいたま地方裁判所川越支部

## 警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

平成 24 年４月 19 日

警察共済組合理事長　吉村　博人

就職　監事（非常勤）　北村　博文

退職　〃　（〃　）　藤山　雄治

以上平成24年３月30日付

就職　理事（非常勤）　松本　光弘

退職　〃　（〃　）　三浦　正充

以上平成24年４月５日付

## 警察共済組合定款の一部変更について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第５条第９項に基づき、警察共済組合定款の一部変更を次のとおり公告する。

平成 24 年４月 19 日　警察共済組合

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成 24 年３月 21 日

警察共済組合理事長　吉村　博人

第28条第１号中「1,240円」を「1,215円」に改め、同条第２号中「1,980円」を「1,685円」に改める。

別表（第３条関係）熊本県支部の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

附　則

この変更は、平成24年４月１日から施行する。

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成 24 年３月 30 日

警察共済組合理事長　吉村　博人

第24条第１項の表１中「1,000分の48.10」を「1,000分の51.05」に、「1,000分の6.93」を「1,000分の7.63」に改め、同項の表２中「1,000分の38.48」を「1,000分の40.84」に、「1,000分の5.54」を「1,000分の6.10」に改め、同条第２項中「1,000分の96.20」を「1,000分の102.10」に、「1,000分の13.86」を「1,000分の15.26」に改める。

附則第６項中「1,000分の48.10」を「1,000分の51.05」に、「1,000分の38.48」を「1,000分の40.84」に、「1,000分の6.93」を「1,000分の7.63」に、「1,000分の5.54」を「1,000分の6.10」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。

2　変更後の第24条の規定は、平成24年４月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年３月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。

3　変更後の附則第６項の規定は、平成24年４月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年３月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

## 官公庁のお知らせ

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終債権対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年四月十九日

兵庫県佐用郡佐用町仁方六六番地

（甲）株式会社稜雅

代表取締役　青木　裕子

兵庫県姫路市野里新町二番三八号

（乙）有限会社辰巳

代表取締役　京極　隆俊